

「特別支援学校を活用したパラスポーツ普及促進事業業務委託」 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「発注者」という。）が発注する「特別支援学校を活用したパラスポーツ普及促進事業業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても発注者が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 業務委託名

特別支援学校を活用したパラスポーツ普及促進事業業務委託

3 業務の目的

障害のある方が身近な地域でパラスポーツを体験できる機会を提供するため、県立特別支援学校を活用し、パラスポーツ教室を開催する。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

5 委託業務の内容

講師（パラ競技団体等）を招いて、以下のとおりパラスポーツ教室を実施する。なお、実施の際には障害のある方にわかりやすく、体験しやすい内容となり、パラスポーツに対する興味・関心を高める内容とすること。

（1）実施場所：下記6校の体育館等とする。

県立桜が丘特別支援学校（千葉市若葉区加曽利町1538）

県立船橋夏見特別支援学校（船橋市夏見台5-6-1）

県立矢切特別支援学校（松戸市中矢切54）

県立栄特別支援学校（栄町龍角寺1112-2）

県立大網白里特別支援学校（大網白里市細草1385-5）

県立槇の実特別支援学校（袖ヶ浦市蔵波3108-113）

（2）対 象：障害のある方

（3）実施期間：令和7年10月から令和8年2月まで

（4）実施曜日：土曜日又は日曜日

（5）実施回数：各校3回（計18回）

1回あたり、1～2時間程度（準備、片付け含まず）

- (6) **実施競技**：・パラリンピック競技大会の実施競技とする。（障害のある方が体験することを考慮し、競技ルールを簡易的にしても可）
- ・年齢や障害の程度に関わらず、誰でも参加できるパラスポーツを3競技程度選定し、1回につき1競技実施すること。

(7) **実施内容**：パラスポーツ教室の開催に当たり、以下の業務を実施すること。

① **会場調整**

- ・契約締結後に実施場所の特別支援学校6校と日程を調整し決定すること。決定した内容を速やかに発注者へ報告すること。
- ・最低でも2日分は予備日を確保すること。
- ・各学校との調整の上、駐車場を確保すること。
- ・各学校での実施日7日前までに、実施計画書（別紙1）を作成し、発注者に提出すること。

② **講師等との調整**

- ・講師への接遇や誘導を含むアテンドを実施すること。特に、障害のある講師の場合はアテンドについて配慮すること。
- ・必要に応じ、千葉障がい者スポーツ指導者協議会と連携し、初級パラスポーツ指導者資格者を活用すること。
- ・講師への謝金の支払いを行うこと。

③ **参加者の募集**

（周知）

- ・本事業のチラシ等を作成し、1か月前までを目途に特別支援学校、特別支援学級、障害者施設、放課後等デイサービスなどの施設等に周知をすること。
- ・チラシ等を配布する際は、委託者が作成する鑑文を添付すること。
- ・チラシ等については、配布予定の5日前までに委託者の確認を得ること。

（申し込み事務）

- ・電話回線・メールアドレスを取得し、イベントに関する問い合わせを受け付けること。
- ・申し込みフォームを作成し、イベントに関する申し込みを受け付けること。
- ・申込期間は開催日の1か月程度前から3週間程度とし、参加者の決定方法は先着順とする。

④ **用具及び備品、消耗品等の手配・運搬**

- ・パラスポーツ教室の開催に必要な競技用具及び備品、消耗品等の手配及び運搬を行うこと。

⑤ **業務体制の確保**

- ・イベント当日、全体責任者、体験会補助スタッフ、駐車場整理員スタッフを配置すること。

- ・ イベント当日、イベントを円滑に運営できるよう連絡体制を整備すること。
- ・ 実施にあたっては、安全に十分配慮した運営に努めること。受注者は、運営責任者を配置するとともに、司会進行を含め円滑に進められるよう十分な人数の補助スタッフを手配・配置し、運営体制を整えること。
- ・ 本事業以外でも校内を利用する方がいることが想定されるため、校内において車両事故が起きないように、駐車場に案内する人員及び看板を配置し、事故に十分に留意すること。

⑥保険への加入

- ・ 対人・対物に対する損害が起こった場合に備え、保険に加入すること。

⑦参加者対応・体調不良者対応

- ・ 救護体制を構築し、パラスポーツ教室実施時の安全面の管理をすること。
- ・ 熱中症等に十分注意し、救急セット等の適切な備品、消耗品等を用意すること。
- ・ 参加者が体験後、休息の時間を確保できるよう配慮すること。

⑧会場設営・装飾・撤去（清掃含む）

- ・ 会場費は委託者が負担する（使用料減免）。
- ・ 会場設営や受付準備等行うこと。
- ・ 会場設営等は、開催等の1時間前から実施することとし、開始前に設営が完了するようスタッフを配置すること。
- ・ 参加者に対し、ごみの持ち込みを控えてもらうように周知し、終了後、会場にゴミがないようにすること。
- ・ 会場に設置したテープ等はしっかりと撤去するとともに、体験会で汚れた床（例えば、車いすバスケットボールでできたタイヤ痕）はモップ等で清掃し、原状復帰を徹底すること。
- ・ 会場の片づけ終了後は、窓、ドアの施錠について確認を徹底し、未施錠のところにないように留意すること。施錠の方法等については、会場となる学校のやり方に従うこと。
- ・ 課業日等、各学校の都合の良い日に鍵の受け渡しを行うこと。
- ・ 冬期に体育館で実施する際は、スポーツ教室開始1時間前に設置されている暖房機器を使用し、障害のある方に配慮すること。スポーツ教室終了後、速やかに暖房機器の使用を止めること。

⑨感染症への対応

- ・ 感染症の予防対策として以下のことを実施すること。
 - ア 講師及びスタッフ等は基本的な感染予防を行うこと。
 - イ 体験者やスタッフ等が密にならずにこまめに手指消毒できるよう、消毒液等を用意すること。

⑩記録

- ・会場設営及びイベント当日の記録写真を撮影すること。
- ・参加者アンケートを体験会後に実施し、結果をとりまとめること。

(8) **その他の独自提案**：業務の目的を達成し、本事業の効果をより高めうる提案があれば、記載すること。なお、独自提案に係る経費は委託料に含めること。

6 成果品の提出等

(1) 受注者は、以下を提出すること。

- ①実施計画書（別紙1） ※ひな形参照2部（実施7日前まで）
- ②実施報告書（別紙2） ※ひな形参照2部（実施7日後まで）
- ③記録写真 ※取材不可の方を除いたもの

なお、①、②はMicrosoft Word等で作成し、③については電子データで納品すること。

(2) 提出先

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課生涯スポーツ室
(〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎18階)

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作権人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、県に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。
- (4) 県が求める資料を作成の上、紙及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (6) 6校（全18回）実施できなかった場合には、委託料を精算して減額すること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。

別紙 1

特別支援学校を活用したパラスポーツ普及促進事業
実施計画書

年 月 日

千葉県環境生活部
スポーツ・文化局
生涯スポーツ振興課長 様

名 称 _____

代表者名 _____

本業務について、以下のとおり実施します。

実施日時	年 月 日 () (: ~ :) 分間
会 場	学校名
	住 所
参加予定数	計 名
講師・競技団体	
運営責任者	
補助スタッフ	
活動計画・日程	

特別支援学校を活用したパラスポーツ普及促進事業 実施計画書

年 月 日

千葉県環境生活部
スポーツ・文化局
生涯スポーツ振興課長 様

名 称 _____

代表者名 _____

本業務について、以下のとおり実施します。

実施日時	令和 7 年 ○月 ○日 (○) (○ : ○～○ : ○) ○○分間
会 場	学校名 千葉県立○○特別支援学校 体育館
	住 所 ○○市○○ 1 2 3—4 5
参加予定数	計○○名
講師・競技団体	車いすラグビーチーム ○○選手、スタッフ○○さん
運営責任者	
補助スタッフ	○○名 ○○○○さん（車いす乗降補助、参加者誘導）
活動計画・日程	<プログラム> ・選手・競技ルールを紹介 (○時○分～○時○分) ・実技披露 (○時○分～○時○分) ・体験 (○時○分～○時○分) ・講話・質疑応答 (○時○分～○時○分)

別紙 2

特別支援学校を活用したパラスポーツ普及促進事業
実施報告書

年 月 日

千葉県環境生活部
スポーツ・文化局
生涯スポーツ振興課長 様

名 称 _____

代表者名 _____

本業務について、以下のとおり実施します。

実施日時	年 月 日 () (: ~ :) 分間
会 場	学校名
	住 所
参加予定数	計 名 (年齢構成：10代 名、20代 名、30代 名、 40代 名、50代 名、60代 名、60代以上 名)
講師・競技団体	
運営責任者	
補助スタッフ	
活動計画・日程	

※写真添付、アンケート集計結果添付

特別支援学校を活用したパラスポーツ普及促進事業 実施報告書

年 月 日

千葉県環境生活部
スポーツ・文化局
生涯スポーツ振興課長 様

名 称 _____

代表者名 _____

本業務について、以下のとおり実施します。

実施日時	令和7年 ○月 ○日 (○) (○:○~○:○) ○○分間
会 場	学校名 千葉県立○○特別支援学校 体育館
	住 所 ○○市○○123—45
参加予定数	計○○名 (年齢構成: 10代○名、20代○名、30代○名、 40代○名、50代○名、60代○名、60代以上○名)
講師・競技団体	車いすラグビーチーム ○○選手、スタッフ○○さん
運営責任者	
補助スタッフ	○○名 ○○○○さん (車いす乗降補助、参加者誘導)
活動計画・日程	<プログラム> 1 競技・ルールを紹介～選手紹介 (○時○分～○時○分) 2 実技披露 (○時○分～○時○分) 3 体験会 (リレー・体験) (○時○分～○時○分) 4 講話・質疑応答 (○時○分～○時○分)

※写真添付、アンケート集計結果添付